

## 蒲郡市空家利活用事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市空家・空き店舗バンクの利用による空家の流通を促進するため、空家のリノベーション工事、家財処分及び既存住宅状況調査に要する費用に対し、市の予算の範囲内で交付する蒲郡市空家利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 蒲郡市空家・空き店舗バンク 蒲郡市空家情報登録制度要綱（平成28年4月1日施行）に基づいて市が運営する空家・空き店舗バンクをいう。
- (2) 空家 市内に存在する次に掲げる建物等のいずれかであって、蒲郡市空家・空き店舗バンクに登録されているものをいう。
  - ア 居住の用に供する一戸建ての建物（個人が所有しているもの及び現に居住者がいないものに限る。）
  - イ 居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上ある店舗等の用途を兼ねる空家（以下「店舗併用住宅」という。）
  - ウ リノベーション工事後に居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上になる見込みの店舗等（以下「空き店舗等」という。）
- (3) 所有者等 空家の管理又は処分に関し、所有権その他正当な権利を有する個人をいう。
- (4) 入居者 売買契約の締結により新たに空家の所有者となることが決定している者又は所有者と賃貸借契約の締結により空家を賃借することが決定している個人をいう。
- (5) 利活用希望者 空家の購入又は賃借を検討している個人をいう。
- (6) リノベーション工事 空家の居住部分又は店舗部分について、その居住機能若しくは性能を維持し、若しくは向上し、又は居住の用途に変更させるため、修繕、補修、模様替え、給排水設備の更新、建具の取替え等の工事を行うことをいう。

- (7) 家財処分 空家の所有者等が当該空家に存する家具、家電、雑貨等（以下「家具等」という。）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条又は第14条に規定する許可を受けている法人又は個人事業主（以下「処分事業者」という。）に委託して処分することをいう。
- (8) 既存住宅状況調査 既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に基づき同基準に規定する既存住宅状況調査技術者（以下「調査技術者」という。）が行う調査をいう。
- (9) 移住者 市外から転入し、市内に居住する者をいう。
- (10) 居住誘導区域 蒲郡市立地適正化計画に定められる居住誘導区域をいう。
- (11) 代理受領 蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要綱（令和3年4月1日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「代理受領申請者」という。）と補助事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者が、代理受領申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金の交付決定を受けた日以後に着手する事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) リノベーション工事業
    - ア 市内在住者対象
    - イ 移住者対象
  - (2) 家財処分事業
  - (3) 既存住宅状況調査事業
- 2 前項第1号に規定する事業のうちアの場合は、次の各号のいずれかに該当する工事を対象とする。
- (1) 空家の居住部分について、事業者を利用し行うリノベーション工事
  - (2) 空家の居住部分について、入居者が自ら資材を購入し、自ら行うDIY工事
  - (3) 空き店舗等の店舗部分について、居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上になる工事
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める工事
- 3 第1項第1号に規定する事業のうちイの場合は、次の各号のいずれかに該当す

る工事を対象とする。

- (1) 空家の居住部分について、事業者を利用し行うリノベーション工事
  - (2) 空き店舗等の店舗部分について、事業者を利用し行う居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上になる工事
  - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める工事
- 4 第1項第1号に規定する事業であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の要件を満たすこと。
- (1) 賃貸借契約の場合 リノベーション工事の実施について所有者等の承諾を得ていること。
  - (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合 耐震基準を満たしていること又は第11条に規定する実績報告の時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了していること。
- 5 第1項第3号に規定する事業であって、利活用希望者が行う場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 当該事業の実施及び市が事業の結果を公表することについて、所有者等の承諾を得ていること。
  - (2) 当該事業の結果について、所有者等への提供に同意していること。

(補助対象者及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる者及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助対象空家)

第5条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 蒲郡市空家・空き店舗バンクに登録された空家であること。
  - (2) 居住その他の使用の実績のある空家であること。
- 2 前項に掲げるもののほか、第3条第1項第1号（イの場合に限る。）及び同項第3号に規定する事業にあつては、交付申請日時時点で居住その他の使用がされていない空家を対象とする。

(補助回数)

第6条 補助金の交付は、各補助事業につき1回限りとする。

(交付申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補

助事業の着手前に、蒲郡市空家利活用事業費補助金交付申請書（第1号様式）に補助事業の区分に応じ、別表第2に定める書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第1項第1号に規定する事業に係る補助金の交付の申請を行うことができる期間は、空家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年を経過するまでの期間とする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請者に対して、蒲郡市空家利活用事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 5 市長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第8条 前条第3項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更又は中止が生じた場合は、その届出に係る事実が生じた日から7日以内に蒲郡市空家利活用事業費補助金変更（中止）申請書（第3号様式）に別表第2に掲げる書類のうち、変更に係る必要書類等を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請について審査した結果、既に決定した補助金の額の変更を決定したときは、蒲郡市空家利活用事業費補助金変更（中止）承認通知書（第4号様式）によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第9条 市長は、必要があるときは、補助事業の遂行状況に関し、交付決定者、事業者等に報告を求め、又は職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる日のいずれか早い日までに、蒲郡市空家利活用事業費補助金実績報告書（第5号様式）に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日

(2) 補助事業が第3条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、補助事業年度の1月末日

(3) 補助事業が第3条第1項第2号に該当する場合は、補助事業年度の3月末日  
(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市空家利活用事業費  
補助金確定通知書（第6号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して30日以内に蒲郡市  
空家利活用事業費補助金交付請求書（第7号様式。以下「交付請求書」という。）  
を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の  
規定に基づき、補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき  
は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、特別の  
事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が  
既に交付されているときは、市長の定める期限内に当該補助金を返還しなければ  
ならない。

(補助金の経理)

第14条 交付決定者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳  
簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保  
存しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第15条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助事業	補助対象者	補助金の額
<p>リノベーション工事業業 ア 市内在住者対象</p>	<p>入居者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 空家のリノベーション工事を行った後、当該空家を5年以上利活用することが見込まれること。</p> <p>(2) 市税（転入者にあつては、転入前の市町村における市町村税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(4) 世帯に補助金の交付を受けた者がいないこと。</p>	<p>1 次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、上限は40万円とする。</p> <p>(1) 第3条第2項第1号、第3号又は第4号に該当する工事 当該工事に要した経費</p> <p>(2) 第3条第2項第2号に該当する工事 当該工事に係る資材購入経費（工具等の購入に要する経費を除く。）</p> <p>2 補助対象空家が、居住誘導区域内にある場合は、10万円を加算するものとする。</p>
<p>リノベーション工事業業 イ 移住者対象</p>	<p>移住者かつ入居者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 空家のリノベーション工事を行った後、当該空家を10年以上利活用することが見込まれること。</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(4) 世帯に補助金の交付を受けた者がいないこと。</p>	<p>第3条第3項各号に該当する工事に要した経費の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、上限は200万円とする。</p>
<p>家財処分事業</p>	<p>所有者等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>家財処分に要する費用として処分事業者へ支払う経費の額とする。ただし、上限は10万円とする。</p>

	<p>(1) 空家の家財処分を行った後、当該空家について補助金の交付決定日から引き続き2年以上空家・空き店舗バンクに登録することが見込まれること。</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(4) 世帯に補助金の交付を受けた者がいないこと。</p>	
既存住宅状況調査事業	<p>所有者等、入居者又は利活用希望者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(3) 世帯に補助金の交付を受けた者がいないこと。</p>	<p>既存住宅状況調査に要する費用として事業者へ支払う経費の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、上限は5万円とする。</p>

備考

- 1 消費税及び地方消費税の額並びに市の他の補助金の補助対象となっている経費は除くものとする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。